

公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月２８日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市規則第７６号

公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する
規則

公益的法人等への藤沢市職員の派遣等に関する規則（平成２６年藤沢市規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「公益財団法人神奈川県市町村振興協会」を「次に掲げる団体」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 公益財団法人神奈川県市町村振興協会
- (2) 公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。